

野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案要綱

第一 目的規定の改正

野菜供給安定基金の目的に、あらかじめ締結した契約に基づき指定野菜の確保を要する場合における交付金の交付の業務を行うことを加えることとする。

(第一条及び第十条関係)

第二 指定消費地域の廃止

指定消費地域を廃止すること。

(第二条関係)

第三 需要及び供給の見通し

一 農林水産大臣がたてる指定野菜の需要の見通しを、指定野菜の需要及び供給の見通しに改めること。

(第三条関係)

二 農林水産大臣が行う野菜指定産地の指定は、一の需要及び供給の見通しに即して行うものとする。

(第四条第三項関係)

三 野菜指定産地の区域を管轄する都道府県知事が野菜指定産地ごとに樹立する生産出荷近代化計画の内容は、一の需要及び供給の見通しに照らして適当なものでなければならぬものとする。

(第八条第三項関係)

第四 野菜供給安定基金制度の見直し

- 一 指定野菜の出荷に関し登録出荷団体との間に委託関係のある生産者に加え、野菜供給安定基金が行う登録を受けた、一定規模以上の指定野菜の作付けを行う生産者(以下「登録生産者」という。)についても、生産者補給金の交付対象とするものとする。

(第十五条第一項第一号及び第十六条第二項関係)

- 二 登録出荷団体又は登録生産者が、指定野菜に係る製造、加工等の事業を行う者との間においてあらかじめ指定野菜の供給に係る契約を締結している場合において、天候その他やむを得ない事由により供給すべき指定野菜に不足が生じ、これと同一の種別に属する指定野菜を確保する必要があるときに、その確保に要する費用に充てるための交付金を交付する業務を新設すること。

(第十五条第一項第二号関係)

第五 その他

- 一 この法律は、公布の日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 其他所要の規定の整備を行うこと。

野菜生産出荷安定法のスキーム（案）

